

一般質問通告書

No.1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

2013 年 11 月 22 日
東村山市議会議長様

議席番号 24 番
質問者 大塚恵美子

記

番号	質問の項目と要旨
1	<p>子ども自身の育ちへの支援について</p> <p>H24 年 8 月に可決・成立した、いわゆる「子ども・子育て関連 3 法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が、平成 27 年 4 月からスタートする予定であり、合議的機関として「東村山市 子ども・子育て会議」が設置され、傍聴してきた。事業計画策定に際し、教育・保育・子育て支援の「量の見込み」算出のためのニーズ調査を 15 日に終えている、と聞く。</p> <p>また「東村山市保育施策の推進に関する基本方針案」が公表されパブリックコメント募集が行われた。大きく転換しようとする子ども・子育て支援について伺う。</p> <p>① 今、何が新制度議論で問題とされてきたのか。また地域で実施する新たな子ども・子育て支援策の意義や理念とは何であると捉えているか。</p> <p>② ニーズ調査、地域子ども子育て支援事業（13 事業）、教育・保育の提供区域の設定が進捗しているが、待機児童対策に特化されがちであり、新システムがめざすべき社会像と異なるように思う。考え方を伺う。</p> <p>③ 新システムに対応する自治体課題とは何か。以下の視点で伺う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの権利の視点の取り込み ・自治体の子ども行政の総合性をどのように実現するか、 ・社会的擁護が必要な子どもへの支援の地域整備 ・地域における子どもへの支援を誰がどのように調整するのか <p>④ 「東村山市子ども・子育て会議」の座長は、「子どもの虐待防止センター」の理事であり、「川崎市人権オンブズパーソン」でもある学識経験者であることに注目をさせて戴いている。子どもの権利擁護について適切なアドバイザーでもあるといえ心強い。地域の子どもの現状や課題、傾向について伺う。</p>

- ⑤ 子ども・子育て会議の関係者の利害の調整に陥ることはないと思うが、子どもの存在が見えない議論ではいけない。保育や幼児教育をどうしていくべきかの哲学がないのが日本の現状だ。親が怒っているからつくる、のではなく子どもを中心とした議論をしてほしい。5年後をみすえた子ども自身の育ちを肯定できるようなビジョンを、どのように考えるか。
- ⑥ 後期計画の最中にあるが、次世代育成支援行動計画「レインボープラン」は役割を果たしたといえるか。理念のひとつであるワークライフバランスは達成されたのか。成果と得られたものは。
- ⑦ レインボープランも乳幼児や小学生までに特化する傾向はなかったか。子ども・子育て支援計画に思春期、10代への取組みは入るのか。支援はどこがどのように行っていくのか。
- ⑧ 先日、ニート、ひきこもりの若者（15～39歳）の職業的自立支援を行う「せたがや若者サポートステーション」を視察させてもらった。全国に160箇所ある若者サポステ（都内10カ所）のひとつであり、ワーカーズコープが受託している。特徴としては発達障害者へのサポートを世田谷区とともにやり、就労支援のみならず生活支援に幅を広げていることだ。過去にも若者サポステに関する質問が数多くあったが、東村山市では、空洞化している若者支援にどう取り組むのか。
- ⑨ 「東村山市立保育園のあり方検討会」の提言はどのように活かされたのか。
- ⑩ 公立保育園の役割とエリアにおける拠点保育園選定の基本的考え方と選定のスケジュール、周知、民間事業者への移管が求められる園、園児への配慮のあり方、期間はどのような構想か。
- ⑪ 新制度に基づく制度移行として小規模保育所等の地域型保育事業に対する市町村長の認可制度は課題も多いといえ、財源確保の関係、施設の質の確保策、市の姿勢、方針が問われる。子育て支援に安かろう悪かろうがあってはならず、子どもの最善の利益にどう向かい合えるか、見解を。
- ⑫ 市町村の調整機能がなくなることから子育て施設と利用者との直接契約となることへの不安が浮かぶ。選ぶのではなく選別されることになりはしないか、休みをとって契約に専念できるか、などについての見解を。
- ⑬ 今年5月に横浜市はワーストワンを返上し待機児童がゼロになったと発表した。横浜市の認可保育園の増設と「保育コンシェルジュ」が評価されるが、首相は「横浜方式」を例に「待機児童解消加速化プラン」を打ち出した。2年後の子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対し「緊急集中取組期間」によって出来る限りの支援策を講じるとされる。コンセプトは保育の量拡大と待機児童解消であり、意欲のある地方自治体を強力に支援するとのこと。手上げ方式により計画を出す訳だが、支援パッケージにそ

った計画はどのように進捗しているのか。課題は何か。

- ⑭ 関連3法の趣旨に「保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進」という箇所があり、すんなり呑み込めないものがある。今後の子育て支援を総合的にどう考えるか、市長に伺う。

2 介護保険制度の見直しと地域支援事業の充実について

社会保障制度改革の一環として、12日には国会の厚生労働委員会、14日には社会保障審議会・第52回介護保険部会が開催され資料を入手した。介護保険制度見直しの焦点として切り離しが懸念されていた要支援者への予防給付が「新しい総合事業」への移行となりそうだ。

- ① 要支援者の訪問介護・通所介護という在宅介護の原点ともいえる分野が「新しい総合事業によるサービス」として介護予防・生活支援サービス事業「訪問型サービス」「通所型サービス」「生活支援サービス」が予防給付から切り離されることになる。要支援者は100万人といわれ、訪問介護利用は48%、通所介護利用は38%とのデータがあるが、東村山市の実態はどのようなか。利用割合と傾向、サービスの需要をどうみるか。
- ② 訪問看護、リハビリ、小規模多機能型居宅介護、福祉用具など医療、施設系は従来通り保険制度の予防給付に残る。一定の規模の施設系事業者は切り離されず、生活援助を担う分野の事業所が直撃となる。どのように受け止めるか。今後、どういったことが想定されるか。
- ③ 生活援助を行う訪問介護事業所で働くケアワーカーの離職率は18.7%と全ての職種の中でも高く、3年間実施された処遇改善が全ての事業所において進んだわけではない。ましてや非正規雇用で働くヘルパーが多く改善策はいきわたらない。生活援助そのものが家事援助として軽視され、ケアワーカーの定着が困難となっている。地域包括ケアシステムでも、安価な労働力としてボランティアがあてにされてはならない。生活基盤の安定とは何か、持続可能で効果のある予防原則とは何か、見解を伺う。
- ④ 予防給付の訪問介護・通所介護について、柔軟に対応できる地域支援事業に移行すれば、効率的に事業を実施することが可能だとされている。「例えば、既存の介護事業者を活用する場合でも、柔軟な人員配置等により効率的な単価で事業実施」と資料にある。誰のための支援か、見解を伺う。
- ⑤ 新しい総合事業とは「介護予防・日常生活支援総合事業」とされ、すべての市町村がH29年4月までに開始とされ、訪問介護・通所介護はH29年度末に

事業にすべて移行とされる。問題は、事業費の単価にも現れている。「サービスの内容に応じた市町村による単価設定を可能にするとし、現在の訪問介護・通所介護（予防給付）の報酬以下の単価を市町村が設定するしくみとする」とある。これはどのようなことを指すか、何が想定されるか。

- ⑥ 既に生活援助の時間が45分に短縮された。洗濯をするにも、洗濯機の稼働時間は45分を超える場合が多く、洗濯ひとつやりきれないとの指摘がある。生活環境を整備する支援は重要な基礎部分のはず。制度、システムの変更になぜ必要性、状態像を知る現場の声が生かされないのか。保険者として、このような現場の声、実情をどのように検証してきたか、しくみはあるか。
- ⑦ 制度改正前ではあるが、今後、第6期介護保険事業計画を策定するにあたり、今回の質問をふまえ、総括的にどのような姿勢で臨まれるか、市長に見解を伺う。